

美祢市空き家有効活用促進事業補助金交付要綱

令和2年6月15日

告示第104号

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市空き家等情報バンク制度の利用を促進するため、美祢市空き家有効活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 住宅の修繕、補修等の住宅の機能維持若しくは機能向上のための工事、家財道具等の運搬若しくは廃棄又は清掃をいう。
- (2) 登録空き家 美祢市空き家等情報バンク制度要綱（平成20年美祢市告示第154号。以下「情報バンク要綱」という。）第4条第2項に規定する空き家等登録台帳に登録された空き家等をいう。
- (3) 市内施工業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主をいう。
- (4) 家財片付け等 家財道具等の運搬若しくは廃棄又は清掃をいう。
- (5) 転入者 転入した日以前3年以内に本市の住民基本台帳に登録されたことがない者をいう。
- (6) 空き家等登録者 情報バンク要綱第5条に規定する空き家等登録者をいう。
- (7) 空き家等入居希望者 情報バンク要綱第8条に規定する空き家等利用希望者又はその者と世帯を同じくする者をいう。
- (8) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。
- (9) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (10) 商品券 美祢市商工会が発行する市内で使用できる商品券をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、次に掲げる事業に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 登録空き家等リフォーム事業
 - (2) 空き家等登記事業
 - (3) 家財片付け事業
 - (4) 転入者奨励金
- 2 前項第1号の登録空き家等リフォーム事業の内容は、次の各号のいずれにも該当するリフォームとする。
- (1) 登録空き家のリフォーム
 - (2) 市内施工業者又は申請者自らが行うリフォーム
 - (3) 国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないリフォーム
 - (4) 登録空き家に係る売買契約又は賃貸借契約の締結の日から市内施工業者による場合はおおむね6月以内、申請者自らが行う場合はおおむね1年以内に完了したリフォーム

- 3 第1項第2号の空き家等登記事業の内容は、空き家等登録台帳に登録する目的で空き家の所有者を特定するための所有権移転登記とする。
- 4 第1項第3号の家財片付け事業の内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 登録空き家又は空き家等登録台帳に登録する目的の空き家等(いずれも売却を希望する場合に限る。)の家財片付け等
 - (2) 市内施工業者又は申請者自らが行う家財片付け等
- 5 第1項第4号の転入者奨励金は、登録空き家のうち賃貸物件を賃借した転入者又はその世帯員に奨励金を交付する。
- 6 第1項第1号から第3号までの事業は、同一登録空き家につき、それぞれ1回限りとし、同項第4号の事業は、同一世帯員につき、1回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 登録空き家等リフォーム事業の補助金の交付対象者は、世帯に属するいずれの者も市税等の滞納がない者及びリフォーム後3年以上当該物件に居住する意思を持っている者(空き家等入居希望者の場合に限る。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 登録空き家の賃貸借契約を空き家等入居希望者と締結した空き家等登録者
 - (2) 登録空き家の賃貸借契約を締結し、空き家等登録者からリフォームについて承諾を受けた空き家等入居希望者
 - (3) 登録空き家の売買契約を締結した空き家等登録者又は空き家等入居希望者
- 2 空き家等登記事業の補助金の交付対象者は、所有権移転登記完了後の空き家の所有者とする。
 - 3 家財片付け事業の補助金の交付対象者は、世帯に属するいずれの者も市税等の滞納がない空き家等登録者又は空き家等登録予定者とする。
 - 4 転入者奨励金の交付対象者は、転入後3年以上本市に居住する意思を持つ転入者又はその世帯員とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の額は、次の表に定める額又は補助対象経費のいずれか低い額(その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額)とする。

事業	補助対象等	補助金の額
登録空き家等リフォーム事業	リフォームに係る経費(申請者自らが行うリフォームについては、市内で購入した材料費等に限る。)	補助対象経費が30万円以上の場合に補助対象経費に2分の1を乗じた額で100万円(賃貸物件に関しては50万円)を限度として交付する。
空き家等登記事業	所有者を特定するため、空き家の所有権移転登記に要した経費	補助対象経費に3分の2を乗じた額で10万円を限度として交付する。
家財片付け事業	家財片付け等に係る経費(消費税を含む。)	補助対象経費が3万円以上の場合に補助対象経費に3分の2を乗じた額で20万円を限度として交付する。
転入者奨励金	転入者が世帯員の過半数を占めること。	1世帯につき10万円を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、登録空き家等リフォーム事業を実施した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(登録空き家等リフォーム事業)(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、リフォーム完了後(市内施工業者によるリフォームと申請者自らが行うリフォームが混在する場合は完了が遅い方の完了後)1月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 登録空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) リフォームの領収書の写し(申請者自らが行った場合は、経費が確認できる領収書等の写し)
- (3) リフォーム施工前及び施工後の写真
- (4) 空き家等登録者のリフォーム承諾書(登録空き家の賃貸借契約を締結した空き家等入居希望者が申請する場合に限る。)
- (5) 同意書(別記様式第2号)
- (6) 誓約書(別記様式第3号)(空き家等入居希望者が申請する場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、空き家等登記事業を実施した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(空き家等登記事業)(別記様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、所有権移転登記完了後1月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 登記費用の領収書の写し
- (2) 不動産登記事項証明書
- (3) 誓約書(別記様式第3号)

3 申請者は、家財片付け事業を実施した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(家財片付け事業)(別記様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、家財片付け等完了後1月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 家財片付け等の経費が確認できる領収書等の写し
- (2) 家財片付け等の施工前及び施工後の写真
- (3) 同意書(別記様式第2号)
- (4) 誓約書(別記様式第3号)(空き家等登録者でない場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(転入者奨励金)(別記様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、転入後1月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 賃貸契約書等の写し
- (2) 世帯の過半数が転入者であることが確認できる書類(本市に本籍を有する者で、転入した日前3年の間の住所が分かる場合を除く。)
- (3) 同意書(別記様式第2号)
- (4) 誓約書(別記様式第3号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 第1項と第3項の申請は、同一申請者又は同一世帯員の申請は不可とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（別記様式第8号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による請求に応じ交付する補助金のうち、登録空き家等リフォーム事業、空き家等登記事業及び家財片付け事業は現金で、転入者奨励金はその相当額の商品券で交付するものとする。

2 前項により商品券の交付を受けた者は、速やかに空き家有効活用促進事業補助金商品券受領書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付申請が虚偽の内容その他不正な行為によりなされたとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた登録空き家を、補助金の交付決定を受けた年度と同一年度に取り壊したとき。
- (3) 補助金の交付決定を受けた年度と同一年度に、補助金の交付決定を受けた登録空き家に入居した空き家等入居希望者が退居したとき、又は入居予定であった空き家等入居希望者が入居しなかったとき。ただし、引き続き補助金の交付決定を受けた登録空き家を情報バンク要綱に基づき登録する場合は、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不相当と認める事由が生じたとき。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。